

飼養衛生管理基準の見直し

平成22年度における口蹄疫および高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため家畜伝染病予防法が4月に改正されました。

平成23年10月1日に、同法に基づく飼養衛生管理基準の見直しが行われました。
主な見直しのポイントは、次のとおりです。

【対象家畜（※新設）】

牛、水牛※、鹿※、めん羊※、山羊※、豚、いのしし※、鶏、うずら※、あひる※、きじ※、だちょう※、ほろほろ鳥※、七面鳥※、馬※

家畜防疫に関する最新情報の把握

- 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に関して、家畜保健衛生所等から提供される情報や農林水産省のホームページなどで家畜防疫に関する最新情報を確認しましょう。



衛生管理区域※の設定【新設】

- 農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界がわかるようにしましょう。

※ 衛生管理区域：病原体の侵入を防止するために管理が必要となる区域

(例) 畜舎、飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理施設などが含まれる区域

衛生管理区域への病原体の持ち込み防止【拡充】

- 出入口に看板などを設置して、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。
- 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒を実施しましょう。
- 衛生管理区域及び畜舎に人が立ち入る場合、手指及び靴の洗浄・消毒を徹底しましょう。
- 過去※に海外で使用した衣類及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。

※ ・牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：過去4カ月以内

・鶏、その他家きん：過去2カ月以内

野生動物等からの病原体の侵入防止【拡充】

- 給餌、給水設備への野生動物の排せつ物等の混入を防止をしましょう。
- 防鳥ネット等による侵入防止対策を実施しましょう（鶏、その他家きん）。

衛生管理区域の衛生状態の確保【拡充】

- 畜舎、器具の定期的な清掃・消毒を実施しましょう。
- 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養しないようにしましょう。

家畜の健康観察と異常がある場合の対処【拡充】

- 毎日、飼養家畜の健康観察を行いましょ。
- 家畜が**特定症状※**を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報しなければなりません。
- 特定症状以外の異常（死亡含む）で家畜の死亡率の急激な増加や同様の症状を呈する家畜が増加した場合には、直ちに獣医師の診療を受け、監視伝染病でないことが確認されるまでの間、家畜の出荷・移動を行わないようにしましょう。

※ 特定症状：法第13条の2第1項の農水大臣が定める症状（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザに関する症状）

埋却地の確保等【新設】

- 埋却地の確保※又は焼却もしくは化成のための準備措置を講じておきましょう。

※標準的な目安

- 牛：成牛1頭あたり約5m²
- 豚：肥育豚1頭あたり約0.9m²
- 鶏：成鶏100羽あたり約0.7m²

感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存【新設】

- 次の事項に関する記録を作成し、1年間以上保存しましょう。

①衛生管理区域に立ち入った者（所有者及び従業員を除く）

※過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者含む）にあつては、1週間以内に滞在した全ての国（又は地域）及び当該地での畜産関係施設への立入の有無

②家畜・家さんの所有者等が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国名

③導入・出荷・移動した家畜・家さんの種類、導入元・出荷・移動先、頭羽数、健康状態及び出荷・移動日等

④飼養家畜の異常の有無（異常があつた場合は、症状、頭羽数及び月齢（日齢）及び農場内の場所）

大規模農場※に関する追加措置【新設】

- 家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に獣医師の健康管理指導を受けましょう。

- 従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに（所有者及び管理者の許可を要することなく）通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底しておきましょう。

※大規模農場

- 牛（※下記①、②は除く） → 200頭以上
- ※① 肥育牛（乳用雄牛、交雑種 満17カ月齢未満） → 3,000頭以上
- ② ①以外の牛（満24カ月齢未満）
- 水牛、馬 → 200頭以上
- 鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし → 3,000頭以上
- 鶏、うずら → 10万羽以上
- あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 → 1万羽以上

家畜伝染病予防法改正により、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、その飼養している家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る飼養衛生管理の状況に関する事項について、県知事に報告しなければならないとされました。（法第12条の4）

ご不明な点がございましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。

	電話番号	緊急用電話番号
岡山家畜保健衛生所	0867-24-3880	090-5377-5921
井笠家畜保健衛生所	0866-84-8221	090-5376-2120
高梁家畜保健衛生所	0866-22-2077	090-5376-0758
真庭家畜保健衛生所	0867-44-2231	090-5378-0962
津山家畜保健衛生所	0868-29-0040	090-5376-0158